

環境リスク最小化に向けた取り組み

環境汚染や生態系破壊のリスクを最小化するため、法規制を超える厳しい自主管理値を設けるなどの取り組みを継続しています。

バリューチェーン全体での 環境汚染防止・気候変動リスクへの備え

富士通グループはバリューチェーン全体において、環境汚染の発生防止や環境保全に努めています。万一の発生時に備えて環境リスクに関する事故・緊急事態への対応を定めた関連規定の整備や、それらを適切に実践するための社員教育を実施しています。

また、近年の気候変動による自然災害の発生頻度・影響度増大は事業継続に大きな影響を与えるおそれがあります。事業継続計画を策定し、その継続的な見直しと改善により事業継続性の強化を図っています。

大気汚染防止への取り組み

大気汚染の防止や酸性雨の抑制のため、関連法律・条例などの排出基準よりも厳しい自主管理値を設定し、定期的な測定監視を実施しています。また、ばい煙発生施設の燃焼管理や硫黄分の少ない燃料の使用、排ガス処理設備の運転管理などによって、ばいじん、SOx、NOx、有害物質の適正処理および排出削減に努めています。VOCなどを含む有機溶剤の排ガスについては、活性炭による吸着処理装置を導入し、大気への排出を抑える施策も実施しています。

また、2015年4月の「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)の施行を受け、社内規定を定めるとともに、第一種特定製品(業務用エアコン、

冷蔵・冷凍機器)の適正管理とフロン類漏えい量の把握に努めています。

なお、2000年1月までに社内における焼却設備の使用を停止(焼却炉全廃)し、ダイオキシンの発生を防止しています。

水質汚濁防止への取り組み

周辺水域(河川・地下水・下水道)における水質保全のため、関連法律・条例などの排水基準よりも厳しい自主管理値を設定し、定期的な測定監視を実施しています。また、製造工程で使用した薬品は排水に流さずに個別に回収・再資源化しているほか、薬品類の使用適正化や漏えい浸透の防止、排水処理設備・浄化槽の適正管理などによって、有害物質やその他の規制項目(COD・BODほか)の適正管理および排出削減に努めています。

土壤・地下水汚染防止

富士通グループでは、「土壤・地下水の調査、対策、公開に関する規定」を定め、法改正や社会情勢に合わせて適宜見直しています。土壤・地下水は規定に基づき計画的に調査し、汚染が確認された場合は、事業所ごとの状況に応じた浄化・対策を実施するとともに、行政と連携して情報公開を行っています。

過去の事業活動に起因して土壤・地下水汚染が確認されている事業所は、2016年度現在で6事業所です。それらの事業所では、揚水曝気等による浄化対策と合わせて、地下水の汚染による敷地外への影響を監視するための観測井戸を設置し、監視を行っています(P.54参照)。

化学物質の管理

有害な化学物質の使用による自然環境の汚染と健康被害を防ぐため、独自の化学物質管理システム「FACE」を活用して約1,300種の化学物質を管理し、各事業所において適正管理や排出量削減に取り組んでいます(P.39参照)。

一方、製品に含有される化学物質についても、国内外の規制に基づいて含有禁止物質を定め、グループ内はもとより部材や製品を納入いただくお取引先も含めて、管理の徹底を図っています(P.44参照)。

廃棄物の適正処理

廃棄物処理を委託している業者が適正に処理しているか確認するために、現地監査を定期的に実施しています。

また、高濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物(トランス、コンデンサー)の処理については、国の監督の下でPCB廃棄物処理を実施している中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)に事前登録しており、JESCOの計画に基づいて確実に処理をしています。

生物多様性の保全

富士通グループは「事業活動が生物多様性からの恵みを受け、また影響を与えている」との認識の下、生物多様性の保全を重要な課題の1つと捉えています。2009年10月に「富士通グループ生物多様性行動指針」を策定し、「自らの事業活動における生物多様性への影響低減」、「生物多様性保全を実現する社会づくりへの貢献」を2本柱として推進しています。